

区画線設置工事
共通仕様書

区画線設置工事共通仕様書

目 次

第1章 総 則

第 1条	適用範囲	区画-1
第 2条	交通安全管理	区画-1
第 3条	色 彩	区画-1
第 4条	かし担保	区画-1
第 5条	施工の中止	区画-1
第 6条	跡片付け	区画-1

第2章 溶 融 式

第 7条	材料及び品質	区画-2
第 8条	施 工(ハンドマーカーク工法)	区画-2

第3章 加 熱 式

第 9条	材料及び品質	区画-3
第10条	施 工(車載式スプレーマーカーク工法)	区画-3

第4章 常 温 式

第11条	材料及び品質	区画-4
第12条	施 工	区画-4

第5章 そ の 他

第13条	標示の消去	区画-5
第14条	受注者名及び施工年月日等の打刻表示(溶融式のみ)	区画-5

第1章 総 則

第1条 適用範囲

大分県農林水産部及び土木建築部が発注する区画線設置工事については、土木工事共通仕様書によるほか本仕様書によるものとする。

第2条 交通安全管理

1. 受注者は、工事の施工に当って交通に対する安全管理はもとより、作業従事者の交通安全対策に十分に注意するものとする。
2. 塗装後ただちに車両及び通行者による逃着防止のため防護施設を交通の支障が極めて少ないように配置し、乾燥後はすみやかに撤去しなければならない。

第3条 色 彩

区画線及び道路標示の色彩は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」別表第4及び別表第6によるものとする。

なお、黄色は JIS Z 8721 に規定する5.5YR6.5/12で表されたものとする。

第4条 か し 担 保

耐久年数は特殊気象条件、金属性車輪、他の工事による破損等の不可抗力による損傷を除く外は下記の期間耐久性を有するものとし、期間内に区画線としての機能を失った場合は請負人の負担において手直し、又は再施工により機能を回復するものとする。

溶解式 12ヶ月

加熱式 6ヶ月

常温式 3ヶ月

第5条 施 工 の 中 止

降雨、気温の低下により施工に適さないと判断された場合は、すみやかに中止し、監督員に報告するものとする。

第6条 跡 片 付 け

塗装が終了したならば、はみ出した塗膜やたれこぼした塗料及び散逸したガラスビーズは必ず除去するものとする。

第2章 溶 融 式

第7条 材料及び品質

1. 塗 料

塗料は顔料、体質材及び反射材からなる固定成分と結合材（合成樹脂）を調合した熱可塑性化合物で JIS K 5665 の3種1号に適合するものを使用するものとする。

2. ガラスビーズ

反射材として使用するガラスビーズは、JIS R 3301 の1号とする。

3. 品質証明

塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督員に**提出**するものとする。

第8条 施 工（ハンドマーカーク工法）

1. 材料の溶融

塗料は概ね180～220℃まで加熱し、作業性、接着性、仕上りに適した一定粘度の塗料供給ができるものとする。

2. 路面の清掃

路面上のほこり、泥、砂、砂利及び水分等の接着を阻害する要因は、ほうき、デッキブラシ及びガスバーナー等を用いて完全に除去するものとする。また既設の区画線への再塗装の場合は、旧塗料の密着具合を調べ、はがれるおそれのある箇所は除去するものとする。

3. 作 図

芯出し、寸法等の計測は、**設計図書**に基づき正確を期するものとする。作図にあたっては事前に監督員に**報告**し、その**指示**を受けるものとする。

4. プライマー塗布

塗布は、塗り残しのないように入念に行うものとする。

5. 塗 装

- (1) 塗装に先立ちアスファルトフェルト紙やブリキ板等でテスト引きを行い、色、厚さ、幅、散布ガラスビーズ量等のチェックを行い監督員の**承諾**を受けるものとする。
- (2) 塗装は、プライマーの溶剤乾燥後に行うものとする。
- (3) 塗膜の表面には塗装直後の未硬化のうちにガラスビーズを散布するものとする。散布量は幅15cm、長さ1m当り25gを標準とする。
- (4) 塗装の仕上げ厚さは1.5mmを標準とする。
- (5) 冬期の路面温度が5℃以下で施工する場合は、路面の予熱塗料の低粘度化等の対策を講じ確実に接着させるように努めるものとする。

第3章 加熱式

第9条 材料及び品質

1. 塗料

塗料は顔料、体質材料及び溶剤と結合材（合成樹脂）と調合した化合物で JIS K 5665 の2種に適合するものを使用するものとする。

2. ガラスビーズ

反射材として使用するガラスビーズは、JIS 3301の1号とする。

3. 品質保障

塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督員に**提出**するものとする。

第10条 施工（スプレーマーカー工法）

1. 材料の加温

塗料は概ね50～80℃に加温して、作業性、接着性、仕上がりに適した状態の粘度まで低下させ一定粘度とするものとする。

2. キャリブレーション検査

スプレーマーカーの塗装は、前もってマーカーの能力を検定し、吐出量塗布量から施工スピードを決定し監督員の**承諾**を受けるものとする。

3. 路面の清掃

路面上のほこり、泥、砂、砂利及び水分等の接着を阻害する要因は、ほうき、デッキブラシ及びガスバーナー等を用いて完全に除去するものとする。また既設の区画線への再塗装の場合は、旧塗料の密着具合を調べ、はがれるおそれがある箇所は除去するものとする。

4. 作図

芯出し、寸法等の計測は、**設計図書**に基づき正確を期するものとする。

作図にあたっては事前に監督員に**報告**しその**指示**を受けるものとする。

5. 塗装

(1) キャリブレーション検定により決定したマーカーの施工にスピードで塗装するものとする。

(2) 塗料の使用量は、幅15cm、長さ1m当り0.065ℓを標準とする。

(3) 塗膜の表面は、塗装直後の未硬化のうちにガラスビーズを散布するものとする。

散布量は幅15cm、長さ1m当り58gを標準とする。

(4) 冬期の路面温度が5℃以下で施工する場合は、路面の予熱、塗料の低粘度化等の対策を講じ確実に接着させるように努めるものとする。

第4章 常 温 式

第11条 材料及び品質

1. 材 料

(1) 塗料は着色顔料、体質顔料及び合成樹脂ワニスを主な原料として作られたもので JIS K 5665 の1種に適合するものを使用するものとする。

2. ガラスビーズ

反射材として使用するガラスビーズはJIS R 3301の1号とする。

3. 品 質 照 明

塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督員に**提出**するものとする。

第12条 施 工

(手作業、ハンドスプレーマーカー工法、車載式スプレーマーカー工法)

1. 材料の希釈

塗料は専用シンナー10～20%で希釈し、作業性、接着性、仕上がりに適した一定粘度とするものとする。

2. 路面の清掃

路面上のほこり、泥、砂、砂利及び水分等の接着を阻害する要因は、デッキブラシ及びシンナー等を用いて完全に除去するものとする。

3. 作 図

寸出し、寸法等の計測は、**設計図書**に基づき正確を期するものとする。

作図にあたっては事前に監督員に**報告**しその**指示**を受けるものとする。

4. 塗 装

(1) 塗料の使用量は、幅15cm、長さ1m当たり0.047ℓを標準とする。

(2) 塗膜の表面には、塗装直後の未硬化のうちにガラスビーズを散布するものとする。

散布量は幅15cm、長さ1m当たり37gを標準とする。

第5章 その他

第13条 表示の消去

表示の消去は、切削、消去、熱風等を用いて抹消することとするが、路面を著しく損傷しないよう路面の状況に適した方法で施工するものとする。

なお、施工にあたり監督員の**承諾**を受けるものとする。

第14条 受注者名及び施工年月日等の打刻表示（溶融式のみ）

受注者は、事業固有名称及び施工年月を表示しなければならない。表示位置については監督員と**協議**するものとする。

参 考 資 料

路面標示用塗料
路面標示塗料用ガラスビーズ

JIS K 5665-1992の抜粋
JIS R 3301-1987の抜粋

日本工業規格

路面標示用塗料 JIS K5665-1992

Traffic paint

1. 適用範囲 この規格は、区画線・道路標示などに使用する路面表示用塗料について規定する。

備考 1. 路面標示用塗料には、大別して次の2種類がある。

(1) 着色顔料、体質顔料及び合成樹脂ワニスを主な原料として、これらを十分に練り合わせた液状塗料。

(2) 着色顔料、体質顔料、ガラスビーズ、充てん用材料及び合成樹脂を主な原料として、これらを混合した粉体状塗料、又は使用時に1袋を単位として熔融混合して用いる粉体状塗料。

2. 色は、自及び黄色とし、黄色は、JIS Z 8721 に規定する5.5YR6.5/12で表されたものとする。

また、施工するときには、塗面にガラスビーズを散布する。

3. この規格の引用規格を、付表1に示す。

4. この規格の中で()を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考として併記したものである。

5. この規格に用いる用語は、JIS K 5500による。

2. 種類 種類は、表1のとおりとする。

表 1 種 類

種 類	塗料の状態と施工の条件
1 種	液状で、塗料中にガラスビーズを含まず、常温で施工する。
2 種	液状で、塗料中にガラスビーズを含まず、加熱して施工する。
3種	1号 粉体状で、塗料中にガラスビーズを15～18%(質量%)含み、熔融して施工する。
	2号 粉体状で、塗料中にガラスビーズを20～23%(質量%)含み、熔融して施工する。
	3号 粉体状で、塗料中にガラスビーズを25%以上(質量%)含み、熔融して施工する。

3. 品質 品質は、6.によって試験したとき、1種及び2種は表2、3種は表3のとおりとする。

表2 1種・2種の品質

項目		種類	
		1種	2種
容器の中での状態		かき混ぜたとき、堅い塊がなくて一様になること。	
密度 (20℃)	g/cm ³	1.3以上	
粘度 (KU値)		70～100	90～130
加熱安定性		—	“容器の中での状態“を満足して、KU値が141以下であること。
塗膜の外観		塗膜の外観が正常であること。	
タイヤ付着性		15分後に塗膜がタイヤに付着しないこと。	10分後に塗膜がタイヤに付着しないこと。
隠ぺい率	白	0.97以上	
	黄	0.80以上	
視感反射率 (拡散反射率) (白に限る)		80以上	
にじみ	白	アスファルトフェルト上の塗面の視感反射率が70以上であり、視感反射率比が0.90以上であること。	
	黄	視感反射率比が0.90以上であること。	
耐摩耗性 (100回転について)	mg	500以下	
耐水性		24時間浸したとき異常がないこと。	
耐アルカリ性		18時間アルカリに浸しても異常がないこと。	
加熱残分	%	60以上	65以上
ガラスビーズ付着性		ガラスビーズが塗膜にむらなく付着すること。	
ガラスビーズ固着率	%	90以上	

表3 3種の品質

項目	種類		
	3種		
	1号	2号	3号
密度 (20℃) g/cm ³	2.3 以下		
軟化点 ℃	80 以上		
塗膜の外観	塗膜の外観が正常であること。		
タイヤ付着性	3 分後に塗膜がタイヤに付着しないこと。		
視感反射率 (拡散反射率) (白に限る)	75 以上		
黄色度 (白に限る)	0 ~ 0.1		
耐磨耗性 (100 回転について) mg	200 以下		
圧縮強さ kN/cm ² (kgf/cm ²)	1,177 (120) 以上		
耐アルカリ性	18 時間アルカリに浸しても異常がないこと。		
ガラスビーズの含有量質量 %	15%	20%	25 以上
ガラスビーズの外観、形状	球形の粒子であって、だ円、鋭角、不透明、異物、粒子間の融着などの欠点をもつものの総計が 20% (個数%) 以下であること。		
耐候性	見本品と比べて、12 ヶ月の試験で割れ、はがれ及び色の変化の程度が大きくないこと。		

4. 材 料 路面標示用塗料に使用するガラスビーズは、JIS R3301の1号とする。

5. 見 本 品 見本品は、JIS K5400の3.6.1 (見本品) に規定する区分によって、表4のとおりとする。

表4 見 本 品

試験項目	観察項目	見 本 品 の 区 分		
		形 態	設定方式	品質水準
塗膜の外観	色	塗膜見本	社内見本品	中心見本品
耐 候 性	割れ、はがれ、色	塗料見本		限度見本品

6. 試験方法 省 略

日本工業規格

路面標示塗料用ガラスビーズJIS R3301-1987

Glass Beads for Traffic Paint

1. 適用範囲 この規格は、路面標示塗料に使用する無色透明な反射用ガラスビーズ（以下、ガラスビーズという。）について規定する。

2. 種類 ガラスビーズは、粒度によって区分し、次の3種類とする。

1号

2号

3号

3. 品質 ガラスビーズの品質は、5. 試験方法によって試験し、表1の規定に適合しなければならない。

表1 ガラスビーズの品質

種類 項目	1号	2号	3号
比重	2.4~2.6		
粒度	標準網ふるい。*13) 850 μ mに残留するもの。 0%*(1) 850 μ mを通過し、600 μ m に残留するもの。5~30% 600 μ mを通過し、300 μ m に残留するもの。30~80% 300 μ mを通過し、106 μ m に残留するもの。10~40% 106 μ mを通過するもの。 0~5%	標準網ふるい。*13) 600 μ mに残留するもの。 0%*(1) 600 μ mを通過し、300 μ m に残留するもの。40~90% 150 μ mを通過するもの。 0~5%	標準網ふるい。*12) 212 μ mに残留するもの。 0%*(1) 90 μ mを通過するもの。 0~4%
外観、形状	球形の粒子であって、だ円、鋭角、不透明、異物及び粒子間の融着などの欠点を有するものの総計が20%(2)以下であること。		
屈折率	1.50~1.64		
耐水性	0.01N塩酸の消費量が10m1以下であり、 ガラスビーズの表面に曇りのないこと。	0.01N塩酸の消費量が15m1以下であり、 ガラスビーズの表面に曇りのないこと	
注 (1) 質量%を示す。 (2) 個数%を示す。 (3) JIS Z 8801 (標準ふるい) の内枠寸法200mm又は150mm、深さ45mm又はmmの標準網ふるい 表1に規定した目の開きをもつもの。			

